

## 2 2 医師確保対策及び地域医療介護総合確保基金について

(厚生労働省、文部科学省)

### 【内容】

- (1) 全国的に深刻な状況に陥っている医師の地域や診療科の偏在及び病院勤務医不足を解消するために、臨床医の責務についての大学教育の在り方を見直すとともに、研修終了後一定期間の医師不足地域等での診療の義務付けや専門医の診療科ごと、地域ごとの適正数の設定やそれらを踏まえた専門医認定基準の作成など、医師養成における制度の見直しを進めること。
- (2) 過重労働を強いられる救急医、産科医、小児科医などの病院勤務医の不足を解消するためには、待遇の改善に繋げていけるような診療報酬による適切な評価も必要であることから、引き続き、医師の不足する診療科の診療報酬体系の充実に努めること。
- (3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分について、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めるなどの見直しを図ること。

### (背景)

- 病院勤務医の地域や診療科の偏在による医師不足問題が深刻化し、全国的に大きな課題となっている。この病院勤務医の不足の原因として、平成16年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。
- 愛知県の病院勤務医師のうち産婦人科の医師数は、病院勤務医師全体の増加割合に比べ20ポイント以上下回っており、厳しい状況となっている(表1)。また、病院勤務医師のうち産婦人科医、小児科医は、一定の規模を有する特定の病院に配置する、いわゆる「選択と集中」により、特に中小規模の病院では産婦人科医、小児科医が不足しているとされており、平成27年において診療科を制限している病院は、産婦人科19.0%、小児科10.9%に達している(表2)。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 大学の初期の段階から、患者本位の医療の大切さ及び医師の不足する地域や診療科で働くことの意義を教育することで、地域医療に貢献する医師がより多く輩出されるよう大学教育を見直す必要がある。

- 国においては医師養成数を増加させるために、医学部の入学定員を平成19年度の7,625人から平成28年度には9,262人まで増加させたところであるが、本県においては、平成27年6月末現在県内322病院中22.4%にあたる72病院で医師不足のために診療制限が行われており、引き続き深刻な影響が生じている。こうした状況から、地域で勤務する救急医や産科医等を増加させるような医師養成制度の見直しが必要である。
- 診療報酬の改定においては、救急部門、周産期部門等において診療報酬の加算などが行われてきているが、引き続き、病院勤務医の待遇改善に効果的な診療報酬体系の充実が求められる。
- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、平成26年度から各都道府県に設置され、医療分は平成26年度から、介護分は平成27年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であるため、平成29年度の事業実施に向け、基金の十分な財源を確保していく必要がある。また、基金（介護分）の介護施設等の整備に関する事業については、第6期介護保険事業（支援）計画に基づき実施するものであるが、平成29年度は3年計画の最終年にあたり特に多くの整備が計画されており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 表1 愛知県の病院勤務医数の推移（全体及び産婦人科、小児科）

種 別	平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	12→26 増減比率
病院勤務医数	7,575	7,821	7,932	8,431	8,704	9,129	9,519	9,839	129.9%
産婦人科	375	343	338	325	333	346	365	404	107.7%
小児科	405	416	422	414	449	510	509	530	130.9%

◇ 表2 愛知県における医師不足のために診療制限している病院

主な診療科ごとの状況（診療制限している病院数／診療科標榜病院数）

診療科	平成22年			平成27年		
産婦人科	15	/	69 (21.7%)	12	/	63 (19.0%)
小児科	18	/	133 (13.5%)	13	/	119 (10.9%)
精神科	13	/	102 (12.7%)	12	/	103 (11.7%)
内科	33	/	287 (11.5%)	30	/	280 (10.7%)
整形外科	18	/	205 (8.8%)	16	/	194 (8.2%)
外科	9	/	197 (4.6%)	7	/	177 (4.0%)
麻酔科	4	/	107 (3.7%)	3	/	108 (2.8%)